

公主君者者の手紙

S.2241 の受信者・發信者・背景について

坂尻彰宏

はじめに

英國大英圖書館所藏の敦煌文獻中の手紙文書 S.2241 は敦煌における爬教信仰の史料として早くから注目をあつめてきた。本文書は、その文中に「爬寺」において燃燈を行なうことが書かれているため、敦煌における爬教祭祀の實例として、敦煌文書研究の早い段階から、この「爬寺燃燈」の部分が盛んに使用されてきた¹。

その一方で、この手紙に関する基本的な問題が議論されることはほとんどなかった。もちろん、本文書が公主君者者と名乗る女性から北宅夫人らにあてた私信であることは、すでに言及されている。ただ、この手紙をどこから、いつ出したのか、君者者や北宅夫人とはそもそも何者かといった事柄は未解決のまま放置されてきたのである。

このような状況に一石を投じたのが、譚蟬雪氏の專論(譚 2000)である。譚氏は曹氏歸義軍節度使時代(10世紀初～11世紀初)の酒支出帳簿(敦煌研究院 001+同 369 + P.2629)の記事に依據して君者者を達怛の公主に断定し、君者者の手紙を「964年に達怛國から公主の君者者が節度使曹元忠の妻の翟氏にあてた書簡」と結論づけた。譚氏の研究は、本文書の内容に対する初めての本格的な分析である。また、敦煌の爬教信仰の一例としてのみ使用されてきた本文書を、國際關係を論じる材料として取り上げた点でも畫期的である。

ただし、この手紙がいつ、どこから、だれに向けて、だれによって出されたものなのかは、未だ確定したとは言い難い。譚氏の説の出発点である酒支出帳簿の記事が、君者者を達怛公主に比定する論據として採用できるかどうかは疑問が

¹Giles 1935、155 頁、Giles 1944、32 頁、Waley 1956、124 頁、Giles 1957、250 頁、池田 1965、51 頁、小川 1966、30-31 頁、劉 1985、54-55 頁、盧 1992、124 頁、姜伯勤 1994、258-259 頁、Grenet and Zhang 1996、185 頁、李正宇 1998b、634 頁、顏 2001、422 頁、Whitfield and Sims-Williams 2004、120 頁、余 2006、353-354 頁、趙 2010、129 頁、張小貴 2012、566-572 頁。

残り、あて先や手紙の発信地、君者者の出自についてもなお精密な分析を行なう餘地がある。

そこで、本稿では改めて文書全体を解釈し、受信者・発信地・発信者の比定を行い、本文書を歸義軍時代の國際關係史料として活用するための基礎としたい。

二、手紙の形と内容

1. 文書の形態

本文書は一紙からなる手紙文書であり、文書の寸法は縦30cm、横42.7cmで、下端の一部が缺損している以外は大きな破損はない²。料紙は、表面の變色は目立つものの、厚さや紙質の點では9～10世紀の文獻によく見られる中手・中質の一般的な質の紙である。テキストは文書の表面に12行、料紙の四分の三の部分に丁寧に書かれており、残りの四分の一ほど(約12cm)は空白のまま残されている。背面には文字は無い。文書の上には折りあとが残されており、約1.3cm幅で垂直方向に28本ほど確認できる。この折りあとは文書の表面から見て左端のものほどははっきりしており、左端から折られたものと思われる。水平方向の折りあとは不鮮明だが、文書の中央と上端・下端から四分の一ほどの位置(約8cm)に1本ずつ見られる。なお、本文書には3つの小斷片が付屬しており、これらは本文書の裏面に貼付けられていたものである³。

以上のような形態上の特徴から判断して、本文書は明らかに実際に届けられて、保存されていた手紙である。まず、料紙に餘裕を持たせて用件のみを記している點からみて、草稿ではなく實用の手紙であることがわかる。また、折りあとのつきかたは他の手紙文書にも見られるものであり、同様の作法で疊まれて使用されたことは明白である⁴。ただ、この文書には背面の上書きはないので、封筒ないし文箱を用いたと考えられる。なお、背面の斷片はこの文書の補修のために貼られていたと思われるので、この手紙は受け取った側で大切に保管されていたと考えられる。

²本文書の寫眞は『英藏』4、53頁参照。以下、本文書の形態に関する情報は筆者の原物調査の結果による。

³Giles 1957、250頁参照。筆者の實測によれば、文書の寸法は、Fragment 1は縦14cm、横4cm、Fragment 2は縦13cm、横5.3cm、Fragment 3は縦10.4cm、横3.3cmである。紙質や筆跡から判断してFragment 2とFragment 3とは同じ文書の一部であると思われる。これらの斷片は現在S.2241と同じケースと一緒に保存されている。

⁴坂尻 2012a、162–164頁参照。

2. 録文・翻譯

以下に録文と翻譯とを提示する。文字の異綴や音通による書き換えは録文の中で()中に補う。先行研究の録文⁵との文字の異同は録文注に示し、文書の解釋に關わる語句については語注に説明を加えた。

【録文】

(1) 君者者の手紙

- 1 孟冬漸寒。伏惟、
- 2 北宅 夫人・ 司空・小娘子、尊體起居
- 3 萬福。即日君者々人馬平善與(已)達常樂、
- 4 不用優(憂)心、即當妙矣。切囑
- 5 夫人、與君者々沿路作福、爬寺燃燈。他
- 6 劫(却)不望。又囑
- 7 司空、更兼兵士、遠送前呈(程)善諮
- 8 令公、賜與羊酒優勞。合有信儀、在於
- 9 沿路、不及袒送。謹奉狀
- 10 起居。不宣。謹狀。
- 11 十月十九日公主君者々 狀上
- 12 北宅 夫人 粧前

(2) Fragment 1、2、3

- 1 瓜州水官王安德、何願成、張
後缺
前缺
- 2 牒。
顯德伍年三月 日兵馬使劉鉢 [前缺
- 3] [件狀如前。謹 [後缺

【録文注】

⁵先行する録文は以下の通り。なお、張小貴 2012 には先行する録文や校勘の主要なものについて簡潔なまとめがなされている(566-567頁)。小川 1966、30-31頁、『總目』(1983)、154頁、劉 1985、54頁、『釋録』5(1990)、23頁、盧 1992、124頁(一部)、姜伯勤 1994、258頁、李正宇 1998a、375頁、『總目新』(2000)、69頁、譚 2000、100頁、余 2006、353頁、趙 2010、129頁、鄭 2005a、534頁、鄭 2005b、553頁、張小貴 2012、567-578頁。

(1) 君者者の手紙

1 行目「伏惟」：劉 1985・姜伯勤 1994「伏維」_レ、趙 2010「伏唯」

2 行目「小娘子」：盧 1992「安」

3 行目「君者々」：譚 2000・余 2006・趙 2010 は「君」を缺く。

3 行目「與(已)達常樂」：小川 1966・『總目』1983・盧 1992・姜伯勤 1994「而」_レ、劉 1985 採録せず、『釋録』5(1990)・鄭 2005a,b「與」_レ、李正宇 1998a「與(已)達金帳」_レ、『總目新』2000「與達」_レ、譚 2000・余 2006「與(已)達」_レ、趙 2010「與(已)達安樂」_レ、張小貴 2012「(與)達金帳」

この部分には文書に破損があるため、先行する録文のほとんどでは「常樂」の部分を解讀していない。趙 2010 と李正宇 1998a・張小貴 2012 とはそれぞれ「安樂」と「金帳」に作るが、原物を見る限りそのように讀むことはできない。

4 行目「不用」：『總目』1983「不同」

4 行目「即當妙矣」：盧 1992「即當妙照」

5 行目「爬寺」：『總目』1983「爬廟」_レ、盧 1992「爬祠」

5-6 行目「他劫(却)不望」：『總目』1983「瑀切不堅」_レ、劉 1985「瑀(?)劫不堅」_レ、『釋録』5(1990)・鄭 2005a,b・『總目新』2000「劫不望」_レ、姜伯勤 1994「瑀劫不望」_レ、譚 2000・余 2006・趙 2010「他劫不望(忘)」_レ、盧 1992「劫不堅」_レ、李正宇 1998a「(値?)劫不堅」_レ、張小貴 2012「(他?)劫不堅」

この部分も破損があり解讀していない録文が多い。原物の觀察から一文字目の傍の形を「也」と判断した。

7 行目「前呈(程)」：劉 1985「善逞」

9 行目「袒送」：『總目』1983・小川 1966・『釋録』5(1990)・姜伯勤 1994・鄭 2005a,b・『總目新』2000「晨送」_レ、劉 1985「晨(申?)送」_レ、李正宇 1998a・張小貴 2012「裒(哀?)送」

「晨送」とする録文が多いが、譚 2000 で初めて提案された「袒送」をとる。一文字目の字形は「旦」と「衣」とを上下に重ねた形をしており、「晨」や「裒」の字形とは明らかに異なる。

(2) Fragment1、2、3

『釋録』5(1990) は2つの斷片と見なして、以下のようにつくる。

] 瓜州水官王安德何願 [

(中空)

顯德伍年三月 日兵馬使劉 [] 件狀如前謹

『總目新』2000 は、Fragment1「何願成、張」_レを「何願」_レに、Fragment2

「劉鉢」を「劉」につくる。

【翻譯】

冬の初めのこととて寒さがまして参りました。北宅の夫人・司空・小娘子におかれましては御健勝のことと存じます。近頃、君者者の人馬は無事に、すでに常樂に到着しましたので、どうぞ心配なさないでください。

夫人にどうかお願いいたしますには、(わたくし)君者者の道中安全のために、廐寺にて燈明をあげて下さいますように。他には望みもございません。

そのうえ司空にお願いいたしますには、更に兵士を増して、遠く(わたくし君者者の)行く手に差し向けてきただき、令公によくお諮りして、(兵士たちに)羊や酒をふるまい(彼らの)勞をねぎらっていただきますように。

(本來であれば、この手紙とともに)贈り物を差し上げるべきではありますが、旅先のこととて、お送りすることができません。謹んであなたさまにお手紙を差し上げます。(手紙ですから私の気持ちや用件は)述べ盡くせません。謹んでお手紙を差し上げます。

十月十九日、公主の君者者がお手紙を差し上げます。北宅の夫人の粧前(おんまえ)へ

【語注】

・北宅：宅は節度使やその親族の邸宅で、歸義軍時代の敦煌では、北宅、西宅、南宅の三つの宅が確認できる。盧 1992、120 頁注 39、120-121 頁注 44、126 頁注 77、および鄭 1997、267-271 頁参照。本文書では直前で改行されており(1 行目から 2 行目にかけて)敬意の対象になっている。ここでは夫人の居所を指すと思われる。

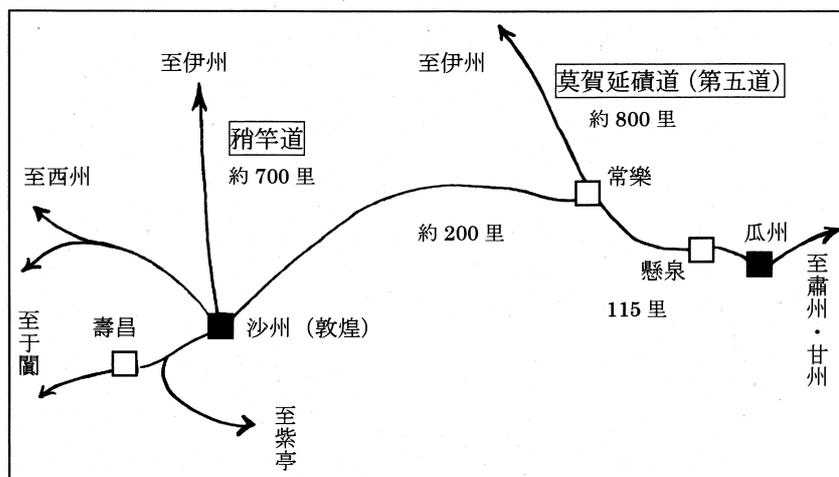
・夫人：唐五代に高官の妻や母に使用された稱號。歸義軍時代の敦煌では、節度使の女性親族が多く使用している。例えば、莫高窟第 61 窟主室には曹氏歸義軍政權時代の節度使曹元忠の女性親族が供養人として描かれており、その題記からは曹元忠の母、姉妹、妻など 19 人が夫人の稱號を持っていることが分かる。『供養人題記』20-25 頁参照。本文書ではその直前が一文字分空白とされ(2 行目、12 行目)改行も行なわれており(4 行目から 5 行目にかけて)敬意の対象になっている。

・司空：隋唐五代の三公の一つで、正一品に相當する。實職は無い。歸義軍節度使では、張議潮、張承奉、曹議金、曹元徳、曹元深、曹元忠が使用している。榮 1996、131 頁参照。なお、曹元徳、曹延恭、曹延祿は節度使に就任する以前から司空を名乗っている。榮 1996、107、123、125 頁参照。本文書では直前に空白があ

り(2行目) 改行も行なわれており(6行目から7行目にかけて) 敬意の対象となっている。

・常樂：唐代から歸義軍時代に縣や鎮が設置されたオアシスで、瓜州の管轄下に屬し、その位置は現在の敦煌市街から東に約100km離れた瓜州縣南盆鄉六工破城遺跡に比定されている。李縞成 1990、30-31頁、馮 2006、268-269頁参照。常樂は、沙州(敦煌)と瓜州の間の交通・軍事上の要衝であり、伊州方面へと向かう莫賀延磧道(第五道)に通ずる分岐點でもあった。陳國燦 423-426頁、李正宇 1997、289-292頁参照。常樂は瓜州や沙州から比較的近い位置に有り、7世紀末成立の『沙州圖經』卷3(P.2005)と9世紀初成立の『元和郡縣圖志』卷40(中華書局本、1028頁)によれば、瓜州・常樂間の里程は115里、沙州・常樂間の里程は約200里であり、數日で移動できる距離である。李正宇 1997、290頁、卷頭圖8、圖9参照。實際、8世紀の例ではあるが、唐開元二十(732)年瓜州都督府給西州百姓游擊將軍石染典過所(73TAM509:8/13(a)之一)によれば、石染典は瓜州から常樂を通過して三~四日ほどで沙州に到着している。荒川 2010、438-443頁参照。

圖1：沙州・瓜州付近の交通路(10世紀頃)



※ 道名は唐代、里程は『元和郡縣圖志』卷40による。

・囑：手紙の受取人に對する依頼の言葉。本文書では、夫人と司空に對して依頼を行なう際に使用されている。譚 2000 は、この「囑」を君者が過去に行なった依頼であると見なし、以前に夫人や司空が彼女の依頼に應えてくれたことを君者が述べていると解釋する。譚 2000、103頁参照。また、張小貴 2012 は、4行目の「囑」が倒置的に用いられていると見なし、依頼の内容が「不用優(憂)心、即當妙矣」であると解釋する。張小貴 2012、568頁参照。しかし、同様に「囑」を用いて受取人に依頼を行なう他の手紙文書(S.1284、S.4362、S.4685、羽 172Vノ2、大英博物館藏 1919, 0101, 0.76(SP.76/Ch.00144)等)において、「囑」を過去に行

なった依頼の意味で使用する例や倒置的に用いる實例は存在しない。1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144) の日本語譯と解釋については、坂尻 2012a、156-160 頁を、同じく羽 172V ノ 2 については坂尻 2012b、377-378 頁を参照。君者者の手紙の文脈上もこの言葉を過去の依頼や倒置と解する必然性は無い。

・爬寺：爬教の寺廟。7世紀末成立の『沙州圖經』(P.2005)によれば、沙州(敦煌)の州城の東にあったとされる。池田 1965、50-51 頁、小川 1966、24-25 頁、譚 1998、57-59 頁、余 2006、352-354 頁参照。また、964 年頃に作成されたと見られる酒支出帳簿(敦煌研究院 001 + 同 369 + P.2629)には⁶、6 行目に「(四月)廿日、城東爬神酒壹瓮」、59 行目に「(七月)十日、城東爬賽神酒兩瓮」とあって、10 世紀の半ばにおいても州城の東で爬神の祭祀が行なわれている。なお、姜伯勤 1994 は「爬寺」を沙州から于嚕(コートン)までの行程に点在する施設とみなし、張小貴 2012 もそれを支持するが、とくに根拠はない。姜伯勤 1994、259 頁、張小貴 2012、569-571 頁参照。この姜伯勤 1994 の説に対する批判としては、顔 2001、422 頁を参照。

・前呈(程)：「行く手、行く先」の意味。なお、蔣 1997 では、本文書の「前呈(程)」を「費用」の意に解するが(93 頁)、他の用例から判断して「費用」の意味にとる必要は無い。たとえば、P.2945 の「涼州書」には、69-73 行目に「前載得可汗旨教、始差 / 朝貢專人。不蒙 僕射隆恩、中路被温末 / 刹劫。今乃共使臣同往、望 / 僕射以作周旋、得達前程、往迴平善、此之恩 / 得(德)、何敢忘焉。(前年に可汗のお指圖があり、朝貢使節を始めて派遣しましたが、僕射の御陰を被らず、途中で(使節が)癩末に略奪されました。今使節を共同で送りますが、お願いいたしますには、僕射のご斡旋をもちまして、前程(行く手、行く先)に達することができ、無事に還れましたならば、このご恩はどうして忘れることができるでしょうか)」とあり、明らかに「行く手、行く先」の意味で使用されている。

・令公：中書令の尊稱。歸義軍節度使では曹氏歸義軍時代に、議金・元忠・延恭・延祿が使用している。榮 1996、132 頁参照。本文書では直前で改行が行なわれており(7 行目から 8 行目にかけて)、敬意の対象となっている。

・信儀：手紙に附随する贈り物のこと。「信儀」を含む手紙や書儀に見られる贈り物を示す表現については、張小豔 2007、365-372 頁参照。

⁶この帳簿の作成年代については、施 1983、146-150 頁参照。

3. 書式からみた君者者の動き

手紙の解釈を行なう上で、内容の翻譯だけでは解決できない大きな問題が残されている。君者者が沙州（敦煌）から遠ざかっているのか、あるいは近づいているのか、手紙の内容からだけでは判断ができないのである。そこで、手紙文書の書式を手がかりに君者者の動きを検證してみたい。

君者者の手紙を、9～10世紀頃の實用の手紙文書の書式にあてはめ、他の事例と比較すると、表1「漢文手紙書式による表現の比較」のようになる⁷。表1の比較対象としては文書の缺損が無く、書式の要素がほぼ揃っている大英博物館所蔵の1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144)とP.4005とを選んだ。君者者の手紙自体には年號等の記載は無いが、文中に歸義軍期（9世紀半～11世紀初）に使用された稱號が使用されていることと背面の付屬斷片に「顯德伍年（後周：958年）」の年號が見られることから、9～10世紀頃の書式と比較することは妥當であると判断した。

表1から分かるように、S.2241の最大の特徴は、(2)「受信者への呼びかけ」の部分の内、「状態を尋ねる表現」と「無事を祈る表現」とが缺けていることである。一方、その他の要素は完備しており、この缺落が非常に目立っている。書き誤りの可能性も皆無ではないが、他の實用の手紙の例でも、(2)「受信者への呼びかけ」のと の要素が缺落することはほとんどない。また、書式の他の要素に不備がないことやこの手紙が公主と夫人・司空などの貴人の間で取り交わされている点から見ても、単なる書き誤りとは思えない。

恐らく、この缺落は意圖的なものであり、君者者が沙州から出發したばかりであることを示していると考えられる。そもそも(2)「受信者への呼びかけ」のと の部分は、他の例でも「日頃から沙州のお父さま鄧定子、駱駝官、妻の鄧慶連、娘の長延と長美から家中の大人から子供にいたるまでお世話になっておりますのに、近頃はあなたさまのお體の具合がいかがであるか存じません。時節柄くれぐれもご自愛下さいませう、遠いまちよりお祈りいたします」(1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144))や「日頃から智藏はお世話になっておりますのに、近頃は和尚様方のご機嫌がいかがであるか存じません。時節柄ご自愛下さいませう、お祈りいたします」(P.4005)のように、發信者が受信者に長い間會っていない、あるいは音信がないことを前提にした挨拶である。君者者が到着した常樂は、沙州から瓜州・伊州方面へ向かう交通の要衝であり、ほんの二三日の距離に過ぎないことから考えれば、彼女が沙州にいる夫人たちとごく最近に別れたため、

⁷ 実際に使用された9～10世紀頃の漢文手紙文書やその草稿から抽出した書式の要素については、坂尻 2012b 381-383 頁参照。なお、書儀類からの書式の要素分析については、山本 2010、148-149 頁、山本 2012、171-172 頁参照。

この要素を意圖的に省略した可能性が高いのである。あるいは、逆に彼女が遠方から常樂に到着したのであれば、この部分を缺くことは非常に不自然であろう。

書式の他の要素も彼女が沙州から旅立ったばかりであることを示している。(5)「結び」の要素では、他の例でも「實有重信衣服、發遣舉付不得(本來であれば立派な贈り物や衣服をお送りするところですが、ままなりません)」(1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144)) や「合有重信、獻上不得(立派な贈り物を差し上げるべきところですが、ままなりません)」(P.4005)のように、手紙と一緒に送る贈り物の不備を詫げる表現が使用される場合が多い。本文書でもこの部分は「合有信儀、在於沿路、不及袒送(贈り物を差し上げるべきではありませんが、旅先のこととて、お送りすることができません)」とあり、平行的な表現が用いられている⁸。この表現も彼女が旅立ったばかりで目的地に到着していないことを示している。もし、彼女が遠方から常樂に到着し沙州に向かっているならば、公主という身分から考えて當然何らかの贈り物を持参しているはずであり、数日後に直接会う可能性のある人物に、旅行中を理由に贈り物の不備を詫げるのは不自然であろう。

以上の翻譯や書式からの検討によれば、手紙の内容を以下のようにまとめることができる。この手紙は、某年十月十九日に、常樂から沙州へ送られた手紙で、差出人は公主君者者、あて先は北宅夫人たちである。手紙の中で君者者は、自らの沙州から常樂への到着を報告し、夫人に對してはこれからの旅行の安全祈願を願っている。また、手紙内で名前があがっている司空に對しては、兵士の増派と慰勞とを依頼している。さらに、兵士の慰勞に關しては、司空から令公に要請することを求めている。

二、受信者たち

本文書の受信者たちはいずれも夫人などの稱號のみで呼ばれており、彼らの名前を特定するためには考察が必要である。そこで、以下に令公と司空、夫人、小娘子の順に人物比定を行なう。

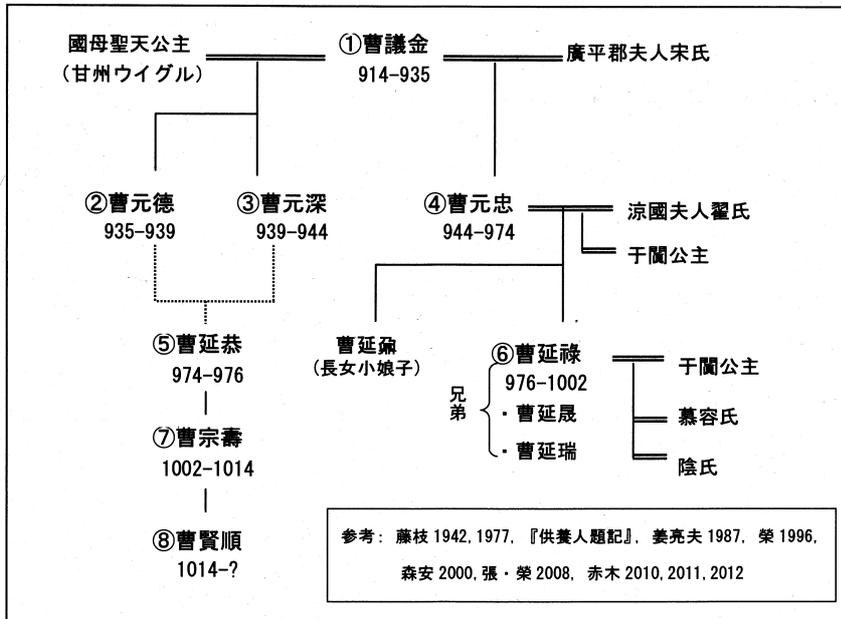
【令公・司空】

君者者の手紙の受信者のうち、人物比定の鍵になるのは、令公と司空である。なぜなら、この両者は歸義軍の節度使とその男性親族である可能性が高く、稱號が使われている時期を分析することで、人物や年代の比定が可能になるからである。

⁸譚氏は「不及袒送」の部分で3文字目に「袒」を採用する理由を字形と儀禮の面から説明しているが、書式上の平行する表現との比較からも同様の結論を得ることができる。譚 2000、108-109頁参照。

また、この両者が特定されれば、受信者たちの人間関係が明確になり、夫人や小娘子の比定も可能となる。

図2 曹氏歸義軍節度使略系圖 ※ ①～⑧は節度使位の繼承順、西暦は在位期間



歸義軍節度使やその近親に、令公を名乗る人物と司空の稱號を持つ人物とが同時に存在する時期は、曹氏歸義軍時代の曹議金が令公を名乗った時期（928-931年）と曹元忠が令公を名乗った時期（956-964年）に限られる。議金は928年から令公を名乗るが、931年以降は令公大王ないし大王と呼稱され、令公が單獨で使用されることは無い⁹。また、元忠は956年から令公を使用し、962-964年には太師令公を名乗るものの、964年に大王號を使用し始めるまでは令公單獨で呼稱される場合がある¹⁰。

まず、曹議金の時期には、息子の曹元徳が司空であった可能性がある。先行研究ではウェイリー氏がこの説をとる¹¹。元徳は節度使を繼承する935年以前から司空を使用しており、議金が令公を稱した時期（928-931年）に既に司空を名乗っていることはあり得る¹²。

しかし、元徳を本文書の司空にあてるとは史料と権限の點からみて困難である。元徳が司空を稱している最も早い記録は、933年作成のP.2704「長興四年十

⁹ 榮 1996, 103-107 頁、赤木 2010, 70 頁、86 頁参照。

¹⁰ 榮 1996, 119-122 頁参照。

¹¹ Waley 1956, 124 頁参照。なお、鄭炳林氏もこの説を取るが令公に関しては言及していない。鄭 2005a, 534-535 頁、鄭 2005b, 553 頁参照。

¹² 榮 1996, 104 頁参照。

月九日曹議金廻向疏」であり¹³、928年から931年の間に彼が司空を名乗った確證はない。ウェイリー氏は、元徳が933年以前にも司空を使用したと見なし、君者者の手紙の作成時期を議金が大王を名乗る前の930年頃に推定しているが、とくに根拠は無い。また、この時期に元徳は節度副使の要職にあるものの、常樂を含む瓜州方面の兵員を差配する職には就いておらず¹⁴、君者者の依頼に應える立場に無い。

一方、曹元忠が令公であった期間(956-964)では、曹延恭と曹延祿とが司空の候補となる。先行研究では譚蟬雪氏がこの立場をとる¹⁵。

このうち、延恭は元忠が令公を名乗った時期に司空であった證據があり、その役職も手紙の内容に合致している。榆林窟第25窟の甬道南壁の男性供養人像の題記には、

第一身：推誠奉國保塞功臣敕歸義軍瓜沙等州節度使特進檢校太師兼中書令
焮郡開國公食邑壹阡五百戸食實封茅伯戸曹元忠一心供養
第二身：姪……檢校司空兼……曹延……

とあり¹⁶、元忠が中書令(令公)であった時期に姪(おい)の延恭が司空を名乗ったことは確實である。これらの供養人は元忠の稱號から判断して962-964年頃に描かれたとみられるので¹⁷、元忠が令公を使用した期間(956-964年)とも一致する。

また、延恭は、この時期(956-964年)に瓜州團鍊使や瓜州防禦使に就任しており、常樂を含む瓜州方面での兵員派遣に関する権限を持っている。延恭は、元忠と共に行なった顯徳二年(955)の後周への朝貢の際に瓜州團鍊使に任命され¹⁸、同じく元忠と連名で行なった北宋への朝貢に伴って、建隆三年(962年)に瓜州防禦使となっている¹⁹。

一方、延祿は元忠の令公時期に司空の稱號を使用した直接の證據は無く、瓜州の兵權も掌握していない。延祿は、元忠の死後の一時期(974年)や宋朝に延恭の

¹³ 榮 1996、104 頁、107 頁参照。

¹⁴ 榮 1996、104-105 頁、107 頁参照。

¹⁵ 譚 2000、106-107 頁。なお、李正宇氏は、元忠時代の帳簿等に「北宅」が現れることから、夫人を元忠の妻である翟氏と見なし元忠を司空にあてる。しかし、李氏は令公について全く議論しておらず、確實な結論に至っていない。李正宇 1998a、375 頁参照。

¹⁶ 謝 1996、467 頁、張伯元 1995、227 頁参照。ただし、榆林窟第 25 窟の甬道の供養人像やその題記は、破損のため現在は失われている。

¹⁷ 榮 1996、120-121 頁参照。

¹⁸ 『舊五代史』卷 138、外國 2(中華書局本、1841 頁)、『新五代史』卷 74、四夷付録 3、吐蕃(中華書局本、915 頁)、『冊府元龜』卷 170、帝王部、來遠(中華書局本、2059 頁)。

¹⁹ 『宋會要輯稿』卷 198、蕃夷 5、瓜・沙二州(中華書局本、7767 頁)、『續資治通鑑長編』卷 3、建隆三年正月條(中華書局本、61 頁)、『宋史』卷 490、外國 6(中華書局本、14124 頁)。

死と自身の節度留後就任を報告する際（979年）に一時的に司空を名乗っていることが確認されるだけで、それ以前に司空號を用いた證據は無い²⁰。また、延祿は、元忠の死後にそれまで瓜州防禦使であった延恭によって權知瓜州軍州事に任じられており²¹、元忠の生前には瓜州方面の兵權を握っていない。

さらに、延祿は元忠が令公を使用した時期（956-964年）に、成人に達していない可能性が高い。962年から964年までの間に描かれたと見られる榆林窟第19窟の曹元忠の供養人像（主室甬道南壁第一身）²²の隣りには、延祿が少年の姿で描かれており（同第二身）この像の題記に記された稱號も司空ではなく將仕郎（從九品下の文散官）に過ぎない²³。また、第19窟とほぼ同時期に描かれたと思われる榆林窟第33窟と第36窟の供養人像にも延祿は元忠と一緒に現れるが、同様に少年の姿で表現され、稱號も司馬であって司空ではない²⁴。このように、962年から964年のころに延祿が供養人像のと通りの少年であったとすれば、君者者の手紙にあるような兵士の増員を行なう權限を有していたとは考えにくい。

以上のように考えれば、君者者の手紙の令公は曹元忠に、司空は曹延恭に比定できるであろう。ただし、譚蟬雪は、この時期に延恭が瓜州防禦使として瓜州に常駐していたと見なし、沙州に宛てられた君者者の手紙の司空の候補から延恭を外し、この司空を延祿にあてている²⁵。

しかし、瓜州防禦使などの役職についていた人物が沙州に滞在することがあったとしても、何ら問題はない。たとえば、元忠の死の直後（974年）に甘州から送られた書状（P.2968）は沙州にいる司徒（延恭）と司空（延祿）とに宛てられている²⁶。前述のように、延祿はこの時期に「權知瓜州軍州事」に任命されているので、彼は瓜州の責任者でありながら沙州にいたことになる。また、沙州で1002年に起こった政變の顛末を記した史料には、

（咸平）五年八月、權歸義軍節度兵馬留後曹宗壽遣牙校陰會遷入貢、且言「爲叔歸義軍節度使延祿・瓜州防禦使延瑞將見害、臣先知覺、即投瓜州。蓋以當道二州八鎮軍民自前數有冤屈、備受艱辛、衆意請臣統領

²⁰ 榮 1996 124-125 頁、森安 2000 42 頁参照。

²¹ 馮 1997、157 頁参照。

²² 榮 1996、120-121 頁参照。

²³ 題記と供養人像の詳細については謝 1996、462 頁、張伯元 1995、214 頁参照。カラー寫眞は『中國石窟（榆林窟）』、圖版 63 参照。

²⁴ 謝 1996、480 頁、490-491 頁、張伯元 1995、238 頁、255 頁参照。なお、榆林窟第 33 窟の延祿像が少年の姿をしていることについては、2011 年から 2013 年にかけて行った現地調査の際に筆者が確認した。

²⁵ 譚 2000、107 頁。

²⁶ 森安 2000、42 頁参照。

兵馬、不期内外合勢、便圍軍府。延祿等知其力屈、尋自盡。〈後略〉²⁷

咸平五年(1002年)八月、權歸義軍節度兵馬留後の曹宗壽が牙校の陰會遷を派遣して入貢し、言うには「叔(おじ)の歸義軍節度使延祿と瓜州防禦使延瑞に殺害されそうになりましたが、私は前もって察知し、すぐに(沙州から)瓜州に身を寄せました。私が思いますに、當道(河西道)の二州八鎮の軍民は以前から(延祿たちに)怨みを抱いており、いつも苦しみを受けていましたので、皆の總意として私が節度使になることを望み、期せずして(沙州の)内外の人々が集まり、(歸義軍の)軍府を包圍したのです。延祿らは力の及ばないことを知り、間もなく自ら命を絶ちました。...

とあり、延祿の節度使在位中に瓜州防禦使であった弟の曹延瑞が、政變の際に沙州の歸義軍軍府で延祿と一緒に群衆に包圍され自殺に追い込まれていることがわかる。さらに、延瑞が沙州の大雲寺と思われる寺で法要を催した際の僧侶の招請狀(P.4622)や瓜州管下の新郷鎮から送られた司徒(延瑞)たちに對する感謝狀(S.374)が藏經洞から發見されていることも瓜州防禦使の延瑞が沙州に滞在した可能性を示唆する²⁸。

【夫人】

令公が元忠、司空が延恭であれば、夫人は元忠の妻の翟氏に比定することができる²⁹。翟氏は節度使元忠の妻として潯陽郡夫人を名乗り、元忠の顯德二年(955年)の朝貢とそれにとまなう昇進によって涼國夫人に昇格しており³⁰、令公と司空の組合せが成立する時期(956-964年)には節度使の正妻としての地位を不動のものにしている。

また、手紙のなかで延恭よりも上位に名前があげられる女性は、彼にとって叔母にあたる元忠の妻の翟氏以外にありえない。敦煌文獻中の9~10世紀頃の漢文手紙文書の他の事例を見ると、發信者側や受信者側の人物が複数書かれている場合には、手紙の實際の書き手や受取り手が誰であれ、名前があがっている人物たちの中の序列で配列されている。たとえば、1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144)は、沙州の鄧慶連から肅州の李保祐に宛てて書かれており、(2)「受信者への呼びかけ」の「状態を尋ねる表現」と(3)「無事を伝える表現」には、發信者側の沙州の鄧慶連の家族が列挙されているが、鄧慶連はその三人目に名前が上がっている。また、P.4005には、(2)「受信者への呼びかけ」の「無事を喜ぶ表現」の部分に受信者側の「周僧正和尚・李僧正和尚・法律・老宿・徒衆等」が列挙されるが、

²⁷ 『宋會要輯稿』卷198、蕃夷5、瓜・沙二州(中華書局本、7767頁)。

²⁸ S.374の司徒が延瑞であることについては、榮1996、128頁参照。

²⁹ 李正宇氏と譚氏も夫人を翟氏にあてる。李正宇1998a、375頁、譚2000、107-108頁参照。鄭氏は元徳の妻である陰氏にあてる。鄭1995a、534頁、鄭1995b、553頁参照。

³⁰ 賀・孫1982、252頁、赤木2010、261頁、陳菊霞2012、201-202頁参照。

その封筒（P.5012）の宛先になっている李僧正和尚は二人目に書かれている³¹。

【小娘子】

残る小娘子は、元忠と翟氏の中に生まれたむすめである曹延燾であろう。もともと「小娘子」には「年少の女性」や「少女」の意味しか無く、特定することは困難である。ただ、令公が元忠、司空が姪で後継者の延恭、夫人が元忠の正妻の翟氏であるとすれば、小娘子も彼らに近い年少の女性親族である可能性が高い。曹延燾は元忠と翟氏の中のむすめであり、榆林窟第 19 窟、第 25 窟、第 36 窟にも元忠の長女として「長女小娘子延燾」あるいは「長女延燾小娘子」の題記付きで翟氏と一緒に描かれている³²。また、元忠の女性親族たちが描かれた莫高窟第 61 窟で、妻の翟氏と年少の女性親族が並ぶ主室南壁第三身以降の供養人題記に、

- 第三身　：施主敕授潯陽郡夫人翟氏一心供養
- 第四身　：姪小娘子延（隆）一心供養
- 第五身　：姪小娘子延蔭一心供養
- 第六身　：姪小娘子延（在）一心供養
- 第七身　：姪小娘子...
- 第八身　：女小娘子延...
- 第九身　：姪小娘子延應一心供養
- 第十身　：姪小娘子延友一心供養
- 第十一身：甥甥小娘子長喜一心供養
- 第十二身：甥甥小娘子長勝一心供養
- 第十三身：新婦小娘子陰氏一心供養
- 第十四身：新婦小娘子陰氏一心供養
- 第十五身：新婦小娘子翟氏一心供養
- 第十六身：新婦小娘子鄧氏一心供養
- 第十七身：甥甥新婦小娘子曹氏一心供養

とあり³³、この中で「女（むすめ）」は第八身の「女小娘子延...」以外にいない。つまり、恐らくこの女性こそが「長女小娘子延燾」であり、元忠と翟氏の夫妻には他にむすめがいなかったと思われる。

なお、譚蟬雪は小娘子について「司空の小娘子」と解し、司空（延祿）の妻であ

³¹ 以上の 2 つの例については本稿表 1、坂尻 2012a、156-160 頁、坂尻 2012b、381-382 頁参照。

³² 謝 1996、462 頁、468 頁、491 頁、張伯元 1995、214 頁、227 頁、256 頁参照。カラー写真は『中國石窟（榆林窟）』、圖版 62 参照。

³³ 『供養人題記』、23-24 頁。

る于嚙公主と見なすが³⁴、そのように解釈することには問題がある。前掲の第 61 窟主室南壁の女性供養人たちの題記では、他家から嫁いできた異性の女性親族は「新婦小娘子 氏」と表現されている（第十三身～第十七身）。もし、譚氏が言うように君者者の手紙の小娘子が司空の妻ならば、「新婦（よめ）」や「姓（氏）」が表記されているはずである。それゆえ、この「小娘子」を司空の妻と考えることはできない。

以上の考察から、本文書の受信者たちは、節度使曹元忠（令公）の妻の翟氏（北宅夫人）、曹延恭（司空）、曹延勳（小娘子）に同定できる。また、曹元忠が令公號を使用していた時期から考えて、本文書の作成年代は 10 世紀半ば（956-964 年）に比定しうるだろう³⁵。

三、君者者の出自

本文書の受信者が沙州（敦煌）の歸義軍節度使曹元忠の家族たちであるとする、彼らに親しく手紙を送る公主君者者とは何者であろうか。君者者の出自についてはすでにウイグル説、甘州ウイグル説、于嚙（コータン）説、達怛説が唱えられているが³⁶、根拠を明確に示した比定はほとんどなされていない。以下に、あらためて彼女の稱號、名前、行く先から、その出自について考察を加える。

【公主の稱號】

まず、君者者の手紙が書かれた 10 世紀半ばに、歸義軍政權の周圍で公主の稱號を使用した勢力は、甘州ウイグル、于嚙（コータン）、西ウイグルの三者に限られる。甘州ウイグルは王族の女性達に公主號を用いており、甘州ウイグル可汗のむすめである曹議金の妻などが「天公主」と呼稱されている³⁷。また、于嚙から曹延祿に嫁いだ王女の例などから、于嚙でも「公主」の稱號が使われていたことは確

³⁴譚 2000、108 頁参照。

³⁵本文書の背面に貼られていた Fragment 2 の年代が「顯徳伍年（958）」であることも、この年代比定を補強する材料となる。

³⁶君者者の出自に関する諸説は以下の通り。なお、張小貴 2012 には主要な説について簡潔なまとめがなされている（569 頁）。単にウイグルとする説：Waley 1956、124 頁、池田 1965、51 頁。甘州ウイグルとする説：李正宇 1998a、375 頁、李正宇 1998b、634 頁、Whitfield and Sims-Williams 2004、120 頁。于嚙あるいは甘州ウイグルとする説：劉 1985、55 頁、姜伯勤 1994、259 頁、張小貴 2012、566-572 頁。達怛とする説：譚 2000、101-104 頁、顔 2001、422 頁、余 2006、353 頁。

³⁷莫高窟第 61 窟の主室の供養人題記には、「故母北方大迴鶻國聖天的子敕授秦國天公主隴西李...」（東壁南側、第一身、議金の妻）や「姉甘州聖天可汗天公主一心供養」（東壁南側、第二身、元忠の姉、可汗の妻）など 5 人の甘州ウイグル公主があらわれる。『供養人題記』、21-22 頁参照。

實である³⁸。さらに、東部天山地域の西ウイグルにおいても、10世紀後半に作られ、西ウイグルの國王以下主だった人々が登場する S.6551「佛說阿彌陀經講經文」や同じく10世紀後半に作られトルファンから発見された「棒杭文書」(第二棒杭)の記載から、「公主」號が使われていたことが分る³⁹

なお、譚蟬雪氏は君者者を達怛の公主にあてるが、10世紀の達怛が「公主」號を用いた例は無く、候補に入れることはできない。譚氏は、964年頃に作成されたと見られる歸義軍政府の酒支出帳簿(敦煌研究院 001+同 369 + P.2629)に現れる「達家小娘子」(96行目)や「達家娘子」(101行目)を達怛の女性と見なし、君者者と同一人物と断定する⁴⁰。しかし、譚氏が指摘する性別、時間、内容、待遇、歴史的背景などの共通点のうち、両者の性別が一致する以外に明確な共通点を見いだすことはできない。

【君者者の名前】

次に、「君者者」という名前自體は、古代トルコ語の女性の名前として解釋することができる。なぜなら、「君者者(中古音: kiuən t̪s̪ja: t̪s̪ja:, 河西音: ki^wən t̪s̪ja t̪s̪ja)」⁴¹は古代トルコ語の“kün čäčäk”(太陽の花)を漢字で寫したものと思われるからである⁴²。このうち、古代トルコ語の“čäčäk”(花)を含む女性の名前は10世紀頃のウイグル人たちの中にも複数確認することができるので⁴³、「君者者」を古代トルコ語の“kün čäčäk”と見なして、10世紀頃のウイグル人女性の名前と考えることは妥當であろう。

【君者者の行く先】

君者者が到着した常樂は、伊州～西州方面のルートと瓜州～甘州方面へのルー

³⁸莫高窟第 61 窟の主室の「大朝大于嚶國天册皇帝第三女天公主李氏爲新受太傅曹延祿姫供養」(東壁北側、第七身)や榆林窟第 35 窟の「大朝大于嚶金玉國皇帝的天公主...」(主室甬道北側、第一身)などがある。『供養人題記』、22 頁、張伯元 1995、251 頁参照。

³⁹S. 6551「佛說阿彌陀經講經文」には、「諸天公主鄧林等」、「諸天公主」、「鄧林公主」などがあらわれる。張・榮 1989、24-25 頁、27 頁参照。なお、この文獻の作成年代に関しては、張・榮 1989 は 10 世紀前半を想定するが、森安 1991 では 10 世紀後半と見なしている。張・榮 1989、27 頁、31 頁、森安 1991、159-160 頁参照。また第二棒杭には「天公主居邪蜜施登林」(4 行目)が見える。森安 1974、42-44 頁参照。第二棒杭の作成年代は 983 年にほぼ特定されている。森安 1974、41 頁、森安 2001、153 頁参照。

⁴⁰譚 2000、101-104 頁参照。

⁴¹中古音は GSR による(「君」459a、「者」45a)。河西音は高田 1988 による(「君」0857、「者」0063)。

⁴²Waley 1956、124 頁参照。

⁴³以下に例をあげる。“ay čäčäk tängrim”(第一棒杭、14 行目、森安 1974、40 頁、森安 2001、161 頁、163 頁参照。“ay čäčäk”は「月の花」の意)。“čäčäk tängrim”(Or.8212 (116)+P. 2969、11 行目、Hamilton 1986 (1)、98-99 頁参照)。“čäčäk”(Or.8212 (200)、3 行目、Hamilton 1986 (1)、116 頁参照)。

トの分岐点にあたる。彼女はここからどちらに向かおうとしているのであろうか。

この疑問に答えるうえで注目すべきことは、彼女がその手紙の中で「更兼兵士、遠送前呈(程)(更に兵士を増して、遠く(わたくし君者者の)行く手に差し向けてください...)」と要請していることである。常樂から瓜州に向けてのルートは「瓜州大道」と呼ばれる沙州～瓜州間の大動脈であり、嚴重に警備された安全なルートであった⁴⁴。したがって、このルートを通る場合はことさら警備の兵を増やす必要は無い。また、常樂から次の據點都市の瓜州までは、わずか100里あまりであり、「遠送前呈(程)」という表現にも合わない。もし、この表現が瓜州以東まで想定しているとしても、據點都市の瓜州ではなく途中の常樂で兵を補充するのは不自然である。一方、10世紀頃の伊州方面は西ウイグルの支配下にあり歸義軍の支配下を離れている⁴⁵。常樂から伊州までの距離も約800里ほどもあり、かなりの遠距離である。また、歸義軍と西ウイグルの中間地帯ではどちらの勢力にとっても警備は困難であり、兵士の増派は不可欠であろう。このように考えれば、君者者は常樂から瓜州～甘州方面ではなく伊州～西州方面にむけて移動しようとしていると見なすことができるだろう。

以上、稱號、名前、行く先から判断して、君者者は西ウイグルの公主であると考えられる。君者者が、公主の稱號を使用する甘州ウイグル、于嚕、西ウイグルのいずれかに屬し、古代トルコ語の名前を持ち、伊州～西州方面に移動しようとしているならば、西ウイグル出身であることが最も妥当であろう。無論、彼女が于嚕や甘州ウイグルの出身者であることを完全に否定することはできないが、積極的にそれを支持する材料も同様に無い。

おわりに

本稿で論じたように、君者者の手紙が西ウイグルの公主が沙州(敦煌)の歸義軍節度使曹元忠の家族に送った手紙だとすれば、10世紀の敦煌をめぐる國際關係を考えるうえで、非常に重要な意味を持つといえるだろう。なぜなら、10世紀後半の敦煌と西ウイグルとの密接な交流が⁴⁶、王族の往來にまで及んでいたことが明らかになるからである。今後は、この手紙を單なる爬教祭祀の實例に止めず、改めて

⁴⁴「瓜州大道」は常樂副使の田員宗の報告(P.2482)に見える表現である(10-11行目)。この報告では、侵入した南山部落の賊を瓜州により近い懸泉の部隊と連携しながら的確に追跡する様子が詳しく説明されている。このような例からもこのルートの警戒が厳しかったことがうかがえる。田員宗の報告や常樂・懸泉での警備については、馮2006、268-273頁参照。

⁴⁵當時の伊州は独自の動きを見せながらも、基本的に西ウイグルの勢力下に置かれていた。榮1986、33頁、李軍2007、14-17頁、松井2010、27-28頁、馮2012、52-54頁参照。

⁴⁶森安1985、36頁、森安1987、榮1996、351-397頁参照。

國際關係を論ずるための重要な史料として位置づけ、活用していく必要がある。

表 1 : 漢文手紙書式による表現の比較

書式の要素	S. 2241	1919, 0101, 0.76/ SP. 76/ Ch.00144	P. 4005
(1) 時候の挨拶	孟冬漸寒。	孟夏漸熱。	季夏極熱。
(2) 受信者への呼びかけ ① 無事を喜ぶ表現	伏惟、北宅夫人・司空・小娘子、尊體起居萬福。	伏惟、肅州僧李保祐、尊體起居萬福。	伏惟、周僧正和尚・李僧正和尚・法律・老宿・徒衆等、尊體起居萬福。
② 状態を尋ねる表現	×	即日沙州丈人鄧定子・駱駝官・妻鄧慶連・女長延・長美及合家大小蒙恩、不審近日尊體何似。	即日智藏蒙恩、不審近日尊體何似。
③ 無事を祈る表現	×	伏惟、已時善加保重、遠城望也。	伏惟、順時倍加保重、下情望也。
(3) 無事を伝える表現	即日君者々人馬平善與(已)達常樂、不用優(憂)心、即當妙矣。	沙州丈人・駱駝官・妻慶連・女長美・長延及合家大小、惣得平善、莫用優(憂)煩。	自離面別、承和尚重福、且得平善、不用憂念。
(4) 手紙の本文	切囑夫人…賜與羊酒優勞。	丈母并應子…到日收領。	昨者使人到來…非常喜悅。
(5) 結び	合有信儀、在於沿路、不及祖送。謹奉狀起居。不宣。謹狀。	實有重信衣服、發遣舉付不得。今因人往、空付丹(單)書起居。不喧。謹狀。	合有重信、獻上不得。謹奉狀起居、諮射以聞。伏惟照察、謹狀。
(6) 日付+発信者	十月十九日公主君者々狀上	甲戌年四月 日沙州妻鄧慶連狀上	大唐(長)興式年六月口日 [智藏狀]
(7) 受信者+脇付	北宅夫人 粧前	×	和尚 香案 謹空
※ 追伸	×	又囑李閨梨…得不得亦廻發一字。	×

【略號】

『英藏』：中國社會科學院歷史研究所他『英藏敦煌文獻：漢文佛教以外部分』全15卷、成都：四川人民出版社、1990-2009年。

『供養人題記』：敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』北京：文物出版社、1986年。

『釋錄』：唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』全5卷、北京：書目文獻出版社、1986-1990年。

『總目』：商務印書館(編)『敦煌遺書總目索引』北京：中華書局、1983年。

『總目新』：敦煌研究院(編)『敦煌遺書總目索引新編』北京：中華書局、2000年。

『中國石窟(榆林窟)』：敦煌研究院(編)『中國石窟 安西榆林窟』東京：平凡社、1990年。

GSR: Bernhard Karlgren, *Grammata Serica Recensa*, Stockholm, 1957 (repr. 1964).

【文獻目録】著者名順(日本人・中國人は五〇音順、歐米人はABC順)

赤木崇敏 2010「十世紀敦煌の王權と轉輪聖王觀」『東洋史研究』69-2、59-89頁。

2011 “Six 10th century Royal Seals of the Khotan Kingdom,” *New Studies of the Old Tibetan Documents*, Y.Imaeda et.al.(eds.), Tokyo, Tokyo University of Foreign Studies, pp.217-229.

2012 “The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family,” *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* [敦煌學：第二個百年的研究視角與問題], I. Popova and Liu Yi (eds.), Slavia Publishers, St.Petersburg, pp.8-13.

荒川正晴 2010『ユーラシアの交通・交易と唐帝國』名古屋：名古屋大學出版會。

池田温 1965「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」『ユーラシア文化研究』1、49-92頁。

榮新江 1986「歸義軍及其周邊民族的關係初探」『敦煌學輯刊』1986-2、24-44頁。

1996『歸義軍史研究 唐宋時代敦煌歷史考索』上海：上海古籍出版社。

小川陽一 1966「敦煌における爬教廟の祭祀」『東方宗教』27、23-34頁。

賀正哲・孫修身 1982「瓜沙曹氏與敦煌莫高窟」『敦煌研究文集』敦煌文物研究所(編)蘭州：甘肅人民出版社、220-272頁。

- 顏廷亮 2001 「敦煌文化中的爬教、摩尼教和景教」『敦煌學與中國史研究論集 紀念孫修身先生逝世一周年文集』蘭州：甘肅人民出版社、418-429 頁。
- 姜伯勤 1994 『敦煌吐魯番文書與絲綢之路』北京：文物出版社。
- 姜亮夫 1987 「瓜沙曹氏世譜」『敦煌學論文集』、上海：上海古籍出版社、955-975 頁。
- 坂尻彰宏 2012a 「大英博物館藏甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀」『敦煌寫本研究年報』6、155-167 頁。
- 2012b 「杏雨書屋藏敦煌祕笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15、374-389 頁。
- 施萍亭 1983 「本所藏《酒帳》研究」『敦煌研究』創刊號、142-155 頁。
- 謝稚柳 1996 『敦煌藝術敍錄』上海：上海古籍出版社（初版：上海、上海出版公司、1955 年）。
- 蔣禮鴻 1997 『敦煌變文字義通釋』（增補定本）上海：上海古籍出版社。
- 高田時雄 1988 『敦煌資料による中國語史の研究 九、十世紀の河西方言』東京：創文社。
- 譚蟬雪 1998 『敦煌歲時文化導論』臺北：新文豐出版公司。
- 2000 「《君者者狀》辨析 河西達怛國一份書狀」『1994 年敦煌學國際研討會文集』敦煌研究院（編）蘭州：甘肅民族出版社、100-114 頁。
- 張廣達·榮新江 1989 「有關西州回鶻的一篇敦煌漢文文獻 S6551 講經文的歷史學研究」『北京大學學報（哲學社會科學版）』1989-2、24-36 頁。
- 2008 『于隴史叢考（增訂本）』北京：中國人民大學出版社。
- 張小豔 2007 『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館。
- 張小貴 2012 「敦煌文書所記“爬寺燃燈”考」『慶賀饒宗頤先生九十五華誕敦煌學國際學術研討會論文集』中央文史研究館·敦煌研究院·香港大學饒宗頤學術館（編）北京：中華書局、566-583 頁。
- 趙貞 2010 『歸義軍史事考論』北京：北京師範大學出版社。
- 張伯元 1995 『安西榆林窟』成都：四川教育出版社。
- 陳菊霞 2012 『敦煌翟氏研究』北京：民族出版社。
- 陳國燦 2002 「唐五代敦煌四出道路考」『敦煌學史事新證』蘭州：甘肅教育出版社、423-444 頁（初出『敦煌學國際研討會文集（石窟史地·語文篇）』瀋陽、遼寧美術出版社、1995）。

- 鄭炳林 1997 「唐五代敦煌手工業研究」『敦煌歸義軍史專題研究』鄭炳林（主編）蘭州：蘭州大學出版社、239-274 頁。
- 2005a 「晚唐五代敦煌歸義軍政權的婚姻關係研究」『敦煌歸義軍史專題研究三編』鄭炳林（主編）、蘭州：甘肅文化出版社、513-547 頁。
- 2005b 「晚唐五代敦煌歸義軍節度使多妻制研究」『敦煌歸義軍史專題研究三編』鄭炳林（主編）蘭州：甘肅文化出版社、548-559 頁。
- 馮培紅 1997 「晚唐五代宋初歸義軍武職軍將研究」『敦煌歸義軍史專題研究』鄭炳林（主編）蘭州：蘭州大學出版社、94-178 頁。
- 2006 「歸義軍鎮制考」『敦煌吐魯番研究』9、245-295 頁。
- 2012 「Дх-1335 《歸義軍都虞候司奉判令追勘押衙康文達牒》考釋」*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* [敦煌學：第二個百年的研究視角與問題]，I. Popova and Liu Yi (eds.), Slavia Publishers, St. Petersburg, pp.49-54.
- 藤枝晃 1942 「沙州歸義軍節度使始末（三）」『東方學報（京都）』13-1、63-95 頁。
- 1977 「敦煌オアシスと千佛洞」『敦煌・シルクロード』（毎日グラフ別冊）、毎日新聞社、63-67 頁。
- 松井太 2010 「西ウイグル時代のウイグル文供出命令文書をめぐって」『人文社會論叢 人文科學篇』24、25-53 頁。
- 森安孝夫 1974 「ウイグル佛教史史料としての棒杭文書」『史學雜誌』83-4、38-54 頁。
- 1985 「チベット文字で書かれたウイグル文佛教教理問答（P.t.1292）の研究」『大阪大學文學部紀要』25、1-85 頁、圖版 1 枚。
- 1987 「敦煌と西ウイグル王國」『東方學』74、58-74 頁。
- 1991 『ウイグル＝マニ教史の研究』『大阪大學文學部紀要』31・32（合膳號）
- 2000 「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15、1-121 頁、圖版 15 枚、折込圖 1 枚。
- 2001 “Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan,” *De Dunhuang à Istanbul. Hommage à James Russell Hamilton*, (Silk Road Studies, 5), L. Bazin and P. Zieme (eds.), Turnhout, Brepols, pp. 149-223.
- 山本孝子 2010 「敦煌書儀中的“四海範文”考論」『敦煌寫本研究年報』4、141-161 頁。
- 2012 「書儀の脈及と利用」『敦煌寫本研究年報』6、169-191 頁。
- 余欣 2006 『神道人心 唐宋之際敦煌民生宗教社會史研究』北京：中華書局。

- 李軍 2007 「晚唐五代伊州相關史實考述」『西域研究』2007-1、6-17 頁。
- 李正宇 1997 『敦煌歷史地理導論』臺北：新文豐出版公司。
- 1998a 「公主君者致北宅夫人書」『敦煌學大辭典』上海：上海辭書出版社、375 頁。
- 1998b 「廂廟」『敦煌學大辭典』季羨林（主編）、上海：上海辭書出版社、634 頁。
- 李綢成 1990 「唐代瓜州（晉昌郡）治所及其有關城址的調查與考證」『敦煌研究』1990-3、24-31 頁。
- 劉銘恕 1985 「敦煌遺書雜記四篇」『敦煌學論集』甘肅省社會科學院文學研究所（編）、蘭州：甘肅人民出版社、45-67 頁。
- 盧向前 1992 「關於歸義軍時期一份布紙破用曆的研究 試釋 P.4640 背面文書」『敦煌吐魯番文書論稿』南昌：江西人民出版社、97-170 頁（初出：『敦煌吐魯番研究論文集』3、北京大學中國中古史研究中心編、北京：北京大學出版社、1986、394-466 頁、圖版 18 枚）。
- Giles, Lionel 1935 “Dated Chinese Manuscripts in the Stein Collection,” *Bulletin of the School of Oriental Studies*, Vol. 8, No. 1, pp. 148-173.
- 1944 *Six centuries at Tunhuang: a short account of the Stein collection of Chinese mss. in the British Museum*, London, The China Society.
- 1957 *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tun-huang in the British Museum*, London, The Trustees of British Museum.
- Grenet, Frantz and Zhang Guangda 1996 “The Last Refuge of the Sogdian Religion: Dunhuang in the Ninth and Tenth Centuries,” *Bulletin of the Asia Institute*, new series 10, pp.175-186.
- Hamilton, James Russell 1986 *Manuscripts Ouïgours du IXe-Xe siècle de Touen-houang*, 2vols., Paris, Peeters France.
- Waley, Arthur 1956 “Some References to Iranian Temples in Tun-huang Region,” 『中央研究院歷史語言研究集刊』28, pp.123-128.
- Whitfield, Susan and Ursula Sims-Williams (eds.) 2004 *The Silk Road*, London, British Library.

（作者は大坂大學全學教育推進機構准教授）